

説明資料

**報告事項：
都市の施設・インフラに関する安全性の確保等
について**

＜これからの都市の施設・インフラの検討に当たっての方向軸＞

- 領域の拡大(公共施設→多様化、複合化)
- 主体の拡がり(公共→民間)
- ⇒ 民間の施設によるサービス提供のための環境整備[公の役割]

行政における財政的な制約等も踏まえ、民間が所有する施設・インフラも活用した都市機能の維持、向上が必須

将来の維持管理・更新費の推計結果

H25年度	10年後	20年後
約3.6兆円	約4.3～5.1兆円	約4.6～5.5兆円

※: 国交省所管の10分野の国、地方公共団体等が管理する建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。

公物管理法が適用されない都市の施設・インフラ(地下街、機械式駐車場等)において、施設の老朽化の顕在化、利用者事故の発生



都市機能の維持、向上に必要な
都市の施設・インフラ全体の「マネジメント」について

- マネジメントの対象とする公的な「都市の施設・インフラ」の範囲
- 最低限必要となる「安全性の確保」について、安全基準、適切な維持管理等の担保の仕組み
- 行政(国、都道府県、市町村)や施設・インフラの所有者の責務、役割分担 等

消費者庁からの意見等を踏まえ、機械式駐車場の安全性確保等について先行的に検討に着手

<総論>

- 機械式駐車装置は、日常の利用環境や人の行動特性を設計段階で十分に考慮してこなかったため、利用には多くの重大なリスクが伴う。
- 駐車装置のリスクを最もよく知る製造者が、装置自体のリスク低減を図るとともに、利用者等に対してリスクや使用方法について周知する等、主体的な役割を果たすべき。
- 実際に駐車装置を操作する利用者自らもリスクを認識し利用することが重要。

1. 国土交通大臣への意見

(1) 制度面等の見直し

① 過去に大臣認定を受けた型式の駐車装置についても、改正後の制度に基づき改めて審査を受けることとすること。

② 工業会に対して、リスクアセスメントを行い、技術基準の全面的な見直しを行うよう促すこと。

③ 安全性に関する基準について、国際的な機械安全の考え方に基づき質的向上を図り、JIS規格化について早急に検討を進めること。

④ 駐車場法が適用されないマンション等の駐車場について、法的な整備の検討を早急に進めること。

⑤ 製造者から利用者への安全に関する情報提供を確実にするための仕組みの検討を早急に行うこと。

これまでの取組状況

→ 駐車場法施行規則の改正(平成26年7月25日公布、平成27年1月1日施行予定)において措置。

→ 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(平成26年3月28日公表)(以下「ガイドライン」)に基づき、立体駐車場工業会(以下「工業会」)において技術基準を改定(平成26年7月15日公表)。

工業会において、リスクアセスメントに基づく技術基準の体系的見直し及びJIS規格化に向けて検討中(平成25年～)。

→ 駐車場法の適用範囲の見直しや関係法令における対応を含め、新たな制度的枠組みを検討中。

→ ガイドラインに基づき、残留リスクの説明の徹底等を関係団体に対して要請(平成26年3月28日)。

(2) 既存の設備への対応

リスクアセスメントの結果判明した重大事故につながるリスクについては、既存駐車装置の改善を促進するための施策を講ずること。

これまでの取組状況

→ 既存設備の安全対策の状況について実態調査を実施中(平成26年3月～)。

(3) 事故情報収集及び公開の仕組みの構築

事故情報の継続的な収集・分析を行い、その結果を適切に公開すること。

これまでの取組状況

→ 国土交通省HPIにおいて、工業会の報告等に基づく重大事故情報を公開中(平成26年7月～)。

2. 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見

(1) 安全対策の検討・実施の推進

製造者、保守点検事業者、所有者・管理者(マンション管理組合を含む)、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。

(2) 安全利用の推進

製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法等について利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。

(3) 注意喚起の実施

利用者に対して継続的な注意喚起を実施すること。

これまでの取組状況

ガイドラインに基づき、残留リスクの説明の徹底等を関係団体に対して要請(平成26年3月28日)。

これまでの取組状況

消費者庁及び工業会と連携して、利用者に向けてチラシやポスターを配布(約35万枚)。
工業会において、定期的に安全講習会を開催。また、過去の事故事例等をもとに「安全ガイドアニメーション」(YouTube、DVD)を作成(平成25年12月)。

<今後の取組>

引き続き、消費者庁とも連携しながら、安全対策の更なる充実を図っていく。
また、機械式立体駐車場の安全対策のあり方については、「機械式駐車装置安全基準等WG」を設置し、議論を実施。検討のとりまとめ状況等を踏まえて、本小委員会に適宜に報告。

- 機械式立体駐車場の安全対策に関する関係団体との意見交換会を開催(9月10日開催予定)。
→ 既存設備の安全対策、安全利用の推進方策等について議論を深め、ガイドラインの一層の充実を図る。
- 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会の下に、機械式駐車装置安全基準等WG(座長: 向殿政男 明治大学名誉教授)を設置(第1回WG: 9月24日開催予定)。
→ ガイドラインの要求事項等を踏まえ、駐車場法に基づく大臣認定基準(安全基準)のあり方、適切な維持・管理のあり方等について検討。

参考資料

基本戦略①: 人口減少下でも生活サービスを効率的に提供するために**拠点機能をコンパクト化**し、中山間地域等では**小さな拠点の形成を推進**するとともに、**高次都市機能維持に必要な概ね30万人の圏域人口確保のためのネットワーク化**を図る。

基本戦略②: **地域の雇用創出と豊かな生活環境の創出**のため、観光振興や地域資源を活かした**個性ある地域づくり**を行いつつ、**広域観光周遊ルート**の形成や都市間ネットワークの充実等により、**海外や大都市を含む他の圏域との連携強化、交流人口・物流の増大**を図る。

高次都市機能を維持するためには、一定の圏域人口が必要

人口約30万人で成立する高次サービス施設の例: 救命救急センター、大学、百貨店

→ 拠点機能のコンパクト化と、圏域人口を確保するためのネットワーク化が必要

基本戦略①

「コンパクト+ネットワーク」の形成

圏域内都市間ネットワークの充実

地域の公共交通ネットワークの再構築

コンパクトシティの推進

基本戦略②

雇用と豊かな生活環境の創出

- 観光振興、地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成
- 子育て・高齢化に対応した豊かな生活環境の創出
- 地域を支える産業の担い手の確保・育成等

さらに、個性ある地域が、広域観光周遊ルートの形成や都市間ネットワークの充実等により、海外や大都市を含む他の圏域との連携強化、交流人口・物流の増大を図る

「小さな拠点」の形成

商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成。



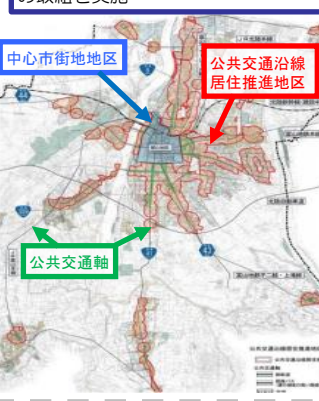
<高知県黒潮町の事例>

- ・廃校舎を特産品販売、防災活動拠点として活用
- ・高齢者の移動手段確保のため、エアーマッドバス運行



<富山市のコンパクト+ネットワークの事例>

コンパクトなまちづくりにより、中心市街地活性化や公共交通の活性化の取組を実施



<三遠南信地域における機能連携の事例>

三遠南信地域の道路ネットワークを強化することで、三河港などの物流拠点を有する沿岸部と、農業、製造業等の産業拠点を結びつけ、ゾーン全体として産業を活性化



コンパクト+ネットワークを形成しつつ、各地域で雇用と豊かな生活環境を創出し、東京など大都市からも企業・人材を引き付ける効果

他の圏域



B市

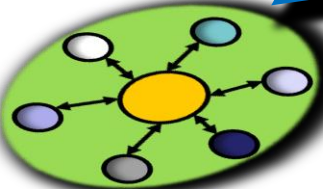
A市

C町

凡例

	市街地
	小さな拠点・集落
	道路
	道路
	道路
	鉄道

大都市・他の圏域



基本戦略①

1. コンパクト・プラス・ネットワークの実現

人口減少が進む地域において、
・生活サービスを効率的に提供するための**拠点機能の「コンパクト化」**
・地域の**公共交通網再構築**と高次の都市機能維持に必要な**圏域人口の確保**を図る「**ネットワーク化**」

○拠点形成：地方の拠点機能の集約化

<コンパクトシティの推進>

- ・広域連携型コンパクトシティ
複数市町村が機能分担し、共同で利用する施設の立地に対する支援を強化
- ・都市機能を誘導するエリアにおける市街地更新の促進等
都市機能や居住を誘導するエリアへの都市の生活を支える機能(医療・福祉・子育て支援・商業等)の立地誘導や居住環境の向上のための支援を充実
- ・鉄道駅の拠点としての活用(子育て支援施設等の整備)

<「小さな拠点」の形成等>

- ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進
生活圏形成プログラムの策定及び具体化の一体的支援
- ・過疎地等における宅配サービス維持・改善等のための輸送システム構築

○地域の公共交通ネットワークの再構築等

- ・地域公共交通ネットワーク再編の推進
認定地域公共交通再編実施計画に基づいたバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入等を重点的に支援
- ・財政投融資による支援制度の創設
- ・ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援
- ・地域鉄道の安全性向上・活性化
特に厳しい経営状況にある第三セクター地域鉄道事業者への支援の充実

○地域・拠点の連携とインフラを賢く使う取組の推進

- ・コンパクトな拠点の形成支援と道路ネットワークによる連携確保
スマートICの活用、主要施設との直結等を推進
- ・道路ビッグデータ活用によるネットワーク最適利用、賢く事故削減等
- ・リスク情報の活用等による地域の拠点等の安全安心の確保
都市の集積を低リスク地域に誘導するための浸水リスクの提示等を通じた拠点の安全・安心の確保
- ・既存ダムを賢く使った地域への貢献
精度の高い降雨予測に基づく事前放流による容量確保等の推進

基本戦略②

2. 観光振興、地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成

地域を支える**産業・雇用を創出するためには、観光資源のポテンシャルを活かして、交流人口・消費の拡大やビジネス創出の取組みが必要。**

○観光資源のポテンシャルを活かした交流人口と消費の拡大

- ・広域観光周遊ルート(骨太な「観光動線」)の形成促進
テーマ性・ストーリー性を持った一連の観光地を交通アクセスも含めてネットワーク化し、海外へ積極的に発信
- ・観光資源を世界レベルへ磨いて活かす地域づくり、アイ文化復興等
観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興の施策の一体的実施等
- ・クルーズ等海洋観光の振興
- ・免税店の飛躍的拡大(「免税店倍増・全国津々浦々10,000店プログラム」)
- ・魅力ある空間の創出(水辺空間創造、海の再生、無電柱化等)
- ・「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
- ・電気自動車等を活用したにぎわいの創出や魅力あるまちづくり
まちづくり等と一体となった電気自動車、超小型モビリティ等の先駆的導入の支援

○地域のビジネス・雇用の創出、投資促進

- ・市民によるまち・地域への投資促進
市民等から資金を募るクラウドファンディングのまちづくりへの活用支援制度の創設
- ・地方都市の不動産ファイナンス環境整備
地方公共団体と連携した民間事業者による地域の拠点となる施設の整備に対する金融支援を充実、公的不動産の活用等を推進
- ・交流人口増大のための整備新幹線、那覇空港の着実な整備
北陸新幹線(金沢まで2014年度末)、北海道新幹線開通(新函館北斗まで2015年度末)、那覇空港滑走路増設(2020年3月末)
- ・地方空港・地方航空ネットワークの活性化(LCC参入促進等)
地方路線活性化のモデル的取組支援、専用ターミナル整備によるLCC参入促進、仙台空港など国管理空港等におけるPPP/PPFの活用による経営改革の推進等
- ・地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備
基幹産業(自動車産業、建設機械産業等)を支える港湾整備を推進
- ・地域のゲートウェイとなり、雇用創出等に寄与する道の駅の推進
- ・離島、奄美群島、小笠原諸島、半島等の条件不利地域振興支援
交流促進、産業振興、定住促進等のパッケージ支援制度を創設等
- ・地方への国や企業の機能・施設等の移転促進に向けた調査・検討
- ・テレワークの推進による多様な働き方の実現
新たな地域の担い手・雇用創出のための活動支援

3. 子育て・高齢化に対応した豊かな生活環境の創出

産業・雇用を持続的に支えるためには、若年世代が子どもを産み、育てやすい**居住環境が充実し、多世代が豊かに暮らせる「まち」の創生が必要。**

○空き家活用、住み替えの促進

- ・空き家活用による地方創生、子育て支援
空き家を改修した子育て用賃貸住宅の供給促進等、空き家活用・情報提供の充実、空き家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税に関する必要な措置
- ・中古住宅・リフォーム市場活性化による住み替え促進
若年層等が住宅を買ってリフォームする際や高齢者が住み替えのためのリバースモーゲージを活用する際の金融支援の充実等

○既存ストック活用による生活環境創出

- ・スマートウェルネス住宅・シティの新たな展開
都市・国土政策の視点を踏まえ、厚生労働省が推進する地域包括ケアと連携した計画策定、計画に基づく子育て・高齢者向け住宅事業への包括支援を新たに実施
- ・子育て支援等に対応した都市公園ストック再編
保育所に隣接する都市公園等の機能の再編、小規模な都市公園の配置の再編等の支援

○バリアフリー化の推進等

- ・鉄道、バス等公共交通機関や公共施設のバリアフリー化、心のバリアフリー
- ・子育て・高齢化に対応した安全な道路空間の創出

4. 地域を支える産業の担い手の確保・育成等

地域経済・社会が自律的に機能するためには**技術・知識習得など担い手の確保・育成等、女性の活躍促進が必要。**

○地域を支える建設業・交通産業等の担い手確保等

- 建設業、造船業、運輸業等における担い手確保・育成等、女性活躍促進

多様な地域のポテンシャルを最大限活かし、成長力を絶えず生み出す国土の戦略的なビジョンを再構築するため、**国土形成計画を改定するとともに交通政策基本計画の策定、社会資本整備重点計画の改定**に当たっても、地方の創生と人口減少の克服に向けた視点を備えたものとなるよう留意

さらに、今後設置が予定されている政府の「まち・ひと・しごと創生本部」における議論を踏まえ、**税制・財政・金融その他の措置について、新たなスキームを含め柔軟に検討**